

合意書・示談書等作成シート

記入日:令和 年 月 日

記入者: _____

・合意書・示談書等の作成に必要な情報を収集するため、下記の事項についてご記入をお願い致します。

・すべての欄を埋める必要はありません。メモ書き程度で構いませんので、ご記入をお願い致します。

※金銭の支払いを合意する場合は、3.「金銭の支払いについて」もご記入ください。

1. 合意書・示談書等を作成するに至った経緯・背景について

合意書・示談書等を作成するに至った経緯・背景について

--

2. 合意・示談等の内容について

合意・示談等の内容について

--

3. 金銭の支払いについて

金銭の支払いについて合意する(支払総額:金 万円)

名目	<input type="checkbox"/> 慰謝料 <input type="checkbox"/> 解決金 <input type="checkbox"/> 和解金 <input type="checkbox"/> その他()
----	---

①支払い方法

<input type="checkbox"/> 一括払いで支払う			
支払い日(期限)	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	支払い方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 持参
	<input type="checkbox"/> 契約日から 日以内	手数料負担者	<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者
<input type="checkbox"/> 支払い日に金融機関が休業の場合は、(前・翌)営業日に支払う			
その他:			
<input type="checkbox"/> 分割払いで支払う(支払い回数 回)			
頭金	<input type="checkbox"/> あり(金 万円) <input type="checkbox"/> なし	支払い日(頭金)	令和 年 月 日
1回の支払い額		支払い日(期限)	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 毎月末日
支払い方法	<input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 持参	手数料負担者	<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者
支払い期間	<input type="checkbox"/> 令和 年 月から	令和 年 月まで	
<input type="checkbox"/> 支払い日に金融機関が休業の場合は、(前・翌)営業日に支払う			
その他:			

②振込口座

振込口座			
	金融機関・支店名	種別・口座番号	名義人
振込口座			

③利息

<input type="checkbox"/> 利息(年 %)			
利息発生日	令和 年 月 日	支払い日	<input type="checkbox"/> 毎月 日 <input type="checkbox"/> 毎月末日
その他:			

④期限後の遅延損害金

<input type="checkbox"/> 期限後の遅延損害金(年 %)	
その他:	

⑤期限の利益の喪失事項

<input type="checkbox"/> 期限の利益の喪失事項	
<input type="checkbox"/> 下記の事項があった場合、債権者からの請求により期限の利益を失う	<input type="checkbox"/> 下記の事項があった場合、当然に期限の利益を失う
<input type="checkbox"/> 割賦金につき、 ヶ月分の支払いを怠ったとき <input type="checkbox"/> 他の債務により、仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき <input type="checkbox"/> 他の債務により、競売、破産又は民事再生の申立があったとき <input type="checkbox"/> 公租公課の滞納処分を受けたとき	
その他:	

※「期限の利益」とは、返済期限までは支払わなくてもいいという債務者側の利益の事です。期限の利益を喪失すると、債務者は残債務すべてを一括で返済しなければなりません。

記入項目は以上です、お疲れさまでした。

※郵送する場合のご注意

本作成シートの内容について後日打合わせをおこないますので、記入済みのコピーを手元に残しておいてください。

利息・遅延損害金の上限利率について

利息・遅延損害金の利率は、利息制限法という法律によって次のように上限利率が定められています。

※利息制限法の上限を超える部分の利息・遅延損害金は無効となります。

	区分	上限利率
利息	元金が 100 万円以上	年 15%
	元金が 10 万円以上 100 万円未満	年 18%
	元金が 10 万円未満	年 20%
遅延損害金	元金が 100 万円以上	年 21.9%
	元金が 10 万円以上 100 万円未満	年 26.28%
	元金が 10 万円未満	年 29.2%

その他、本作成シートの記載事項についてわからないことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒028-3303 岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田 3-58

行政書士久保田事務所 行政書士 久保田 誠

TEL:019-681-7675 FAX:019-681-7676

URL:<https://kubotaoffice.com/> MAIL:mail@kubotaoffice.com

事務所記入欄